

中央新幹線建設等に伴う飯田市羽場・丸山地区内
における工事用車両の通行等に関する協議結果確認書

羽 場 ま ち づ く り 委 員 会

丸 山 ま ち づ く り 委 員 会

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事局 飯田鉄道建設所

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所

飯 田 市

中央新幹線建設等に伴う飯田市羽場・丸山地区内における 工事用車両の通行等に関する協議結果確認書

中央新幹線、中央アルプストンネル（松川）外の工事について、平成30年5月22日に羽場まちづくり委員会（以下「甲」という。）、丸山まちづくり委員会（以下「乙」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関東甲信工事局（以下「丙」という。）、東海旅客鉄道株式会社（以下「丁」という。）及び飯田市（以下「戊」という。）が締結した「中央新幹線建設等に伴う飯田市羽場・丸山地区内における工事用車両の通行等に関する確認書」（以下、「原確認書」という）に定めのない事項又は疑義が生じたため、原確認書第11条に基づき、甲、乙、丙、丁及び戊が協議し、以下のとおり確認した。

・確認事項

1. 通行時間

- ・原確認書第4条第1項（2）イ資機材の運搬車両の通行時間について
「午前7時から午後7時まで」を「午前8時から午後7時まで」に変更する。

2. 工事期間

- ・原確認書第8条「中央新幹線、中央アルプストンネル（松川）外工事説明会（平成29年12月8日開催）」において説明した工事期間については、工事完了を、「令和8年9月まで」とする。

3. 通行ルート

- ・原確認書第2条第1項及び第2項により、県道飯田南木曾線砂払町区間の道路拡幅工事に伴い、令和3年8月から当該工事完了（令和3年12月下旬予定）までの間は、別図1のとおり通行ルートを変更する。

以上、原確認書第11条に基づき、協議・確認したことを、甲、乙、丙、丁及び戊おの
おの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年9月3日

- 甲 長野県飯田市羽場町2丁目14番地9
羽場まちづくり委員会
会 長 篠 田 信 秀
- 乙 長野県飯田市今宮町4丁目5610番地2
丸山まちづくり委員会
会 長 渡 邊 嘉 蔵
- 丙 長野県飯田市鈴加町1丁目1番地3
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事局
飯田鉄道建設所長 十 倉 昭 次 郎
- 丁 長野県飯田市元町5451番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長 平 永 稔
- 戊 長野県飯田市大久保町2534番地
飯田市
飯田市長 佐 藤 健

別図1

